



Title	フランスに於ける職能代表論の諸傾向 : グレッサイエ教授の所説
Author(s)	小林, 巳智次
Description	資料
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 4, 77-116
Issue Date	1936-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10630
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_p77-116.pdf



資料

フランスに於ける職能代表論の諸傾向

—グレンツサイエ教授の所説—

小林 巳智次

目次

- は し が き
- 一、序論
 - 二、組合主義的理論
 - 三、團體主義的理論
 - 四、經濟的權力説

は し が き

議會制度の缺陷を補ふがために職能代表主義を以てす可しとの議論は夙に學者の唱導したところであるが、近來政治家に於ても漸く其の必要を痛感し、既に大戰後に於ける歐洲の新原則として各國の實際施設の上に種々

の形態を以つて現はれてゐる。しかしながらこの理論は各主張者に依つて其の根本理論並に機構が異り多種多彩眞に錯雜を極むるものである。

次に紹介せんとする論文は、佛國ツールズ大學法學部教授グレッツサイエ氏 Jean Brethe de la Gressaye が、主としてフランスに於ける職能代表論を分析研究し、併せて最近各國の憲政に現れたる本理論の適用を批判したものである。(La Représentation professionnelle et corporative. Archives de Philosophie du droit et de Sociologie juridique. 1934. Nos. 3—4. pp. 58—98) 同教授には曩に之に關する名著 (Le Syndicalisme I: organisation profes sionnelle et l'Etat, 1931) あり、本問題に就いて新進の一權威として認められてゐる。

吾國にても近來議會制度に對する批判多く行はれ、實際問題としても本理論の適用が考慮されてゐる秋に當り海外に於ける斯種論策を紹介するは徒事ならざるものと信ずる。素より各國夫々國情を異にするものあり、殊に吾國には幾多顯著なる歴史的民族的特徴あるあり、且つ又、グ教授の所論に就ても私は必しも之れを遽かに肯定し難き點あれ共、暫く近代國家の播籃地を繞り澎湃として捲起れる新公法原理の波瀾を凝視して、吾國將來の憲政發展のために資せんと欲するものである。譯文はなる可く忠實に主要な部分を洩れなく紹介したつもりであるが論旨を誤り傳へた點がないとは保し難い。これ皆私の責任である。尙ほ各國の實例にして本文公表以後に變化を見たところも多いが論旨には抵觸しないからそのまゝにして置いたことを斷つて置く。

一、序 論

國家の法律的概念を構成するために國民が一要素であることが眞實であるならば、一國の政治機構はその社會機構に照應しなければならぬ筈であり、代議制度の下に於いては、凡ての社會團體は法律的國家の中に代表されねばならぬ筈である。

アンシアン・レヂーム時代には、佛蘭西國民は僧侶、貴族及び平民の諸階級に分れ、夫々異つた權利をもつてゐた。夫故に國會及び地方議會は君主に對して國民を代表するものであるが、夫々三大社會階級に照應した「秩序」(Ordres)に從つて組織されてゐた。

一七八九年の佛蘭西大革命は、貴族及び僧侶の特權を禁止し、凡ての人の政治的平等を宣言し、職業團體を破壊し、個人的自由のためには一族の利益を犠牲に供して、個人主義的民主國家を建設したのであるが、その基礎は國民主權、即ち各公民は個人的選舉を藉りてその代表者を立法議會に送るといふに在る。凡ての社會團體は破壊されるか、又は有效なる機能(例へば家族の)を營み得られないやうに充分に無力化されたので、社會は法律上自由平等なる個人の集合體と成り果て、論理的には民主國家が斯かる社會組織を反映することゝなつた。

一八七五年の新憲法は依然としてこの個人主義的思想に立脚してゐる。然るに、其後五十餘年來、或は組合の自由(一八八四年三月二十一日、職業組合法)或ひは一般的結社の自由(一九〇一年七月一日法)の確認に據り數多の團體が擡頭し、個人的であると同時に又社會的である人間の本性に極めて必要なる、個人と國家とを連結す可き中間的社會團體として存在し、政治權力をして斯かる團體の自由を是認し、更に法律的根據を附與せしむるの餘儀なきに至らしめ、以つて徐々に大革命の誤謬を是正するに至つた。

併しながら、之等の團體の中のあるもの、就中、職業組合の如きは、現代社會に重要な地位を占むるとは謂ひながらも、單に私法の範圍に於てのみであり、少くも法律的形式からは、公法上の機能を附與されては居らなものであつた。かくして社會組織は深刻に變化したるにも拘らず、國家組織は依然として舊套を脱せざる状態に在つた。

夫れがために、國家權威と、一國の政治機構中に正規的に代表せられざる之等の社會的諸勢力との間に不均衡を生じ、後者は政府並に議會に對して外部から、示威運動・暴行行爲・同盟罷業の脅威・税金不納同盟・威嚇的

議事日程等に依り威壓を加ふるに至つた。最近豫算の均衡に關する討論に臨んで、納稅者聯盟・勞働組合・官吏組合及び出征軍人團等の採れる態度はこれではあるまいか。斯くて現行憲法による議會では眞に自由なる論議が行はれず、法律上代表せられない諸々の社會的要素は、非合法的狀態の下に、實力に訴へてその報復を行ふに至つたのである。

從來、國家は職業的・經濟的・諸團體に對しては單に諮問するに止つてゐる。以前より、政府は各省に、各種團體の代表者、官吏及び代議士等よりなる種々の高等委員會を設置したが、之等の委員會は全く政府の隸屬下に在るもので、然かも實際上諮問も極めて稀であつた。其後一九二五年に至り、全國經濟審議會 *Conseil National Economique* が生れ、從來より一層廣汎に經濟的並に職業的團體に對する諮問制が設けられたが實際は充分に利用されなかつた。遂に、ベルサイユ平和條約により國際勞働機關が創設され、勞資團體及び政府よりの代表者が相寄り國際勞働會議を開催して、加盟諸國に於ける勞働保護に關する共通の法制に就いて審議するに至つた。

之等の社會團體が國家と協働する企劃でも未だ彼等に政治的實權に參與す可き代表權は保障されては居ない。そこで、現在の國家改造問題では、職業的並に經濟的團體に國家機構内に一定の地位を與ふ可きことが論ぜられたのだ。蓋し、連年の經濟恐慌によつて誤謬と缺陷とを暴露せしめられたた自由經濟に代つて統制經濟を實施す可き必要からも、或は又、之等社會團體から壓迫されて鼎の輕重を問はるゝに至つた國家權威を再興す可き義務から謂つても當然の事ではある。

されば當面の問題は、職業代表、若くは經濟的利益の公法的代表 (*Représentation professionnelle ou R. publique des intérêts économiques*) である。だが、この他の利益、智識的精神的利益、及び他の團體、家族、及び學術團體等に就いても亦問題が発生する。要するに團體代表 (*Représentation Corporative*) 問題であり、以下之に就いて全面に検討せんとするものである。

茲に注意す可きは、既にこの意味に於いて改造の成れる諸國家、伊太利、葡萄牙、埃太利等は團體代表制に依るものであり、單なる職業代表ではないことである。

最近フランスに於ける國家改造を目的とする政黨其他の諸團體の計畫綱領には、職業代表を主張するか、又は更に一層廣く國民の經濟的、智的並に精神的諸勢力を國家内に綜合す可きことに言及せざるはない。

之等の諸團體のみならず、國家改造を研究せんことを目的として一九三四年三月下院によつて任命せられたる特別委員會より諮問せられたる諸團體も亦、何れも職業代表を組織す可きことを主張した。該委員會の一員なる下院議員ルイ・セリエ氏 *M. Louis Sellier* は「佛國內に於ける精神的智識的社會的並に經濟的諸勢力に國家内に於いて與へらる可き地位と任務とに關する諸意見」なる資料を編纂したるが、同氏は、一九三四年五月十五日、下院に、經濟的權力を國家内に制度化す可きことを目的とせる決議案を提出した。尙ほこの他に、下院議員ラナジェ氏 *M. Ranadier* は六月七日下院に、全國經濟審議會に關する法律案に就いて該委員會の擔當したる報告書を提出した。

併しながら、最近の政治經濟的事情に依つて促進されたにしても、この思想は必しも新しいものではなく、既に夙くより社會學者、政治學者等により論ぜられて居り、唯その實現は時期の問題とせられたのであるが、今や漸くその機運熟すものと信ぜらるゝに至つた。

とは言ふものの、この原理は決して單純なものではなく、従つて決定的解決案を發見することは容易でない。現實問題としても、諸家の意見の間には諸團體の組合せ方法、新機構の根本原理等に就いて多くの異同が存するのである。

そこで各種改造案を具に検討し、併せて吾人の提案を加へ、團體代表の認容さる可き基礎原理を發見することとを努むることは時節柄意義ある仕事といはれるであらう。

而して國家改造に關する最近の諸學説は凡そ次の三大傾向に分類し得られる。

- 一、組合主義的學説 *La doctrine syndicaliste*
 - 二、團體主義的學説 *La doctrine corporative*
 - 三、經濟的權力説 *La théorie du pouvoir économique*
- 社會團體代表を國家機構中に透込み個人的普通選舉による議員と協働して國政に參與す可しとなす説、職業的及び經濟的諸團體は經濟的權力を國家内に組織し、政治的權力とは別個のものとなす可しとする説。

二、組合主義的理論

社會主義的傾向を帶べる勞働組合運動の指導者によれば、社會革命とは資本家より強制徴收し、賃銀制度を撤廢したる後、生産者及び勞働者の組合を以て社會改造の基礎となすといふに在る。經濟生活の主要なる機能、即ち富の生産と分配とは凡て組合に依つて果さる可きものである。斯く經濟生活を處理することに依つて社會的政治的目的は充分達せられる。従つて組合が經濟問題を凡て統制する以上、從來の政治的國家は最早存在の理由を喪失して消滅す可きである。人の統治に對して物の管理を以つて代らしむるのである。工場が政府の仕事を果すのである。勞働市民 *Le citoyen-travailleur* は其の勞働生活に關する限り、自己の組合と職業によつて統制されるの權威に従屬するのである。主權は、絶對的に經濟的秩序に據つて立ち、組合内部にその根據をおく。國家は最早無用となり、之に代るに組合的聯邦 (*République fédérative de syndicats*) を以てするといふに在る。

サンヂカリストの理論は、富の收用方法に就てはソシアリストと異なるが、國家社會主義(又は政治的社會主義)とは全然反對である。即ち後者は生産機關を社會化し、且つ集團の利益に關係す可き經濟活動の指導をば凡て國

家をして當らしめ、個人生活を全く國家の管理の下に置かしめんとするものである。

組合自治の理論の眞髓はこの點にある。フランスに於けるC・G・Tが一八九五年創立以來、殊に一九〇六年アミアン憲章以來、依然として社會主義諸政黨に對して合流せず獨立を維持し、大戰後組合の分裂を賭しても尙ほ且つ共產黨の誘引に應じなかつたのは、寧ろ理論上の理由に基くものであり、勞働階級をして本來の武器たる同盟罷業により資本主義に對して鬭争を行はしめ、且つ政治的討論が階級鬭争に必要な團結を破壊せしむることを避けんとしての、戰術的の理由によるものとは謂ひ難い。何となれば勞働サンデカリズムは組合を基礎として社會を改造せんことをするものであり、之に反して政治的社會主義は國家權力の獲得を目的としてゐるのである。斯様にサンデカリスト理論としては、職業代表たる組合は國家内に一定の地位を保つことに満足せずして、國家に代位せんことを求めてゐる。

何故に、嘗つてレオン・ジュオー Leon Jouhaux が屢々ブルードンの學說に従つて主張した如く、工場は政府に代位すべきか？又何故に組合は國家を排除せんとするのであるか？

蓋し、社會に於いて勞働は凡てであり、市民は生産者である。勞働は社會に於ける人間の生活に不可欠の富の唯一の本源であるが故に凡てである。特に勞働は、分業と交易とに依り、人類に絶對的必要なるものを供給するといふ最も重要な社會的機能を有してゐる。従つて權力は勞働に歸屬せざるを得ない。即ち生産者に統治權を與ふ可きである。併しながら、他方、勞働主權 (Souveraineté du travail) はその對象に依つて限界がある。即ち、生産に關する凡ての問題、勞働條件、生産物の分配、及び財産に對する各個人の權利、約言すれば物即ち富に關する問題が一旦解決すれば、社會の根本問題が解決したことになるが故に、權力は自ら消滅する。其他の事は凡て個人の自由任せられる。茲に於いて、技術的國家 *Etat technique* が政治的國家に代位する。

技術的國家は生産者組合 (Syndicats du Producteurs) の作る國である。組合のみが勞働者大衆を指導する可能

性あるが故に、組合にこそ権力は屬す可きである。サンデカリストは所謂政治家に凡てを委せる無組織の民衆に権力を譲ることは肯んじない。彼等は普通選舉制に信頼しない。従つて多數決制度やブルジョア精神に基くデモクラシイの遊戯をも斥ける。彼等の信念は、組合の首領に依つて代表せらる可き技術的能力にあり、勞働者階級より選ばれたる者に非ず従つて高貴なる統治の機能を保有す可き資格のない政治家や官僚により支配せらるるよりも、寧ろ彼等固有の物質的並に精神的利益を確保して勞働者自からに依つて支配せらるることを欲するものである。彼等のデモクラシイは生産者のアリストクラシイである。

斯かるサンデカリストの理論は畢竟するに次の二點から出來してゐる。即ち

第一には、勞働者は普通選舉制の下に居りながらその數とその社會に提供したる奉仕とを基礎として自己の意見を主張し得可き政治的機能を與へられてゐないこと。

第二には、彼等は常に勞働生活にのみ没頭せざるを得ないので、經濟問題以外に集團的に規定す可きものを認め得られないこと。

古代社會に市民が奴隸を使用して物質的顧慮からは一切免かれ、只管公共問題に没頭し得たるとは異り、近代社會に於ては、サンデカリストは生産のみに係はり、政治よりも經濟に優越性を與へるのである。

サンデカリストの理論は、數前年から、ヴァロア氏 G. Valois 及びその一派に依つて屢々繰返されて居るが、彼自身は最初革命的無政府主義から出で、次に君主制を唱へ、更にサンデカリズムに走り、最近無政府主義に還つたと宣言してゐる。

ヴァロア氏の説明によれば、人類は電氣力によつて新時代に這入つた。斯様に公共的效果のある勢力を個人資本の手に放任して置けば生産者を金權が支配する時代が來る筈である。他方、前世紀以來、學者や技術家の努力の結果、國民の寶庫とも言ふ可き發明がなされて、工業や農業が進歩したが、企業主はこれを利用して私有財産を

累積し、發明者は依然として貧しい。技術の進歩によつて生れたる新しい情況に相應するためには、生産は凡て社會化せらる可きである。これがために私企業を禁止するに及ばず、又個人的利益が原動力であつて經濟活動の刺戟であつても差支ない。但し、凡そ或る企業を創立せんと欲する者は、關係産業の組合聯盟よりその起案の承認を経可きであり、且つ又金融上の信用もこの條件を具備せざれば獲得されないものとする。かくして、毎年、各組合はその利益を各技術者及び企業者に分配することにする。

經濟機關は技術的國家の手に依つて運用されるのであつて、この技術國家なる名稱は、蓋し、國家の主要機能は科學の進歩によつて創造された新條件に従ひ、創造的活動を指導し統整するに在りといふ點から來てゐるのである。ヴァロア氏は技術國家の組織を詳説してゐるが、これによると、先づ、國民議會又は政治議會 *Assemblée civique ou politique* は主權を具有し、唯一の市民たる生産者、労働者及び吏員のみより選舉せられ、毎年經濟活動案を作成し、豫算を議決し、國民にその生産の發達に必要な法律を與へるものである。その執行機關として國家技術本部 (*Bureau technique d'Etat*) を設け、技術者より成る政府とする。他の議會は、組合を基礎として組織され、主權を有たぬものである。これは他の學説に見らるるが如き、普通選舉制による一院と併立する團體院 *Chambre corporative* とは異なる。これは生産者議會の手に成れる諸計畫並に指令の實施について政府と協力することを任務とする。

サンヂカリズム本來の思想と違つて、國家の主權が組合に移されないとはいひながらも、既に述べた如く組合は夫々の部門に於ける生産の支配者であり、その生産者議會は、ヴァロアの用語を藉りれば「眞の活動的議會にして、凡ての經濟的指導力の集中點」*une véritable chambre de manoeuvre qui sont réunis tous les leviers de commande de l'économie* となるであらう。要するに、サンヂカリストの理論の特徴は、その國家の任務を單一化し、而して夫を純粹に經濟的のものとなす點にある。技術的國家といふのはこの經濟を組織化したものである。

更に、経済的のものは政治的のものを吸収し、事物の管理が人の支配に代るのである。

世間ではソビエツト・ロシヤでサンヂカリストの理論が勝利を得たものと信じたであらう。革命の當初は、實際、組合は労働大衆の社會主義的教育をなす可く共產黨より委ねられ、一方、國家企業管理委員會並に労働者企業委員會等に参加し、他方、國家經濟最高委員會内に在りて經濟の一般的指導に協力した。併しながら爾後、彼等は共產黨の首脳部に從屬して自主權を喪失してしまつた。この二勢力間の確執は結局組合が政黨に完全に克服されることに依つて終了した。一九二一年にN. E. P (新經濟政策)を、その資本主義的轉向の故に心中喜ばざる組合側に押付けんがために、レーニンは組合から從來の企業並に一般經濟に對する權限を取上げ、資本主義國家に於ける労働組合の通常の任務、即ち企業主に對して労働者の利益を擁護するてふ任務を委ねた。加之、第一次五箇年計畫を實施するに當り、賃銀生活者の權利を擁護するよりも、寧ろ該計畫の成功を急ぐために労働強化を促進す可き指令を受け、更に組合の中央委員會は本計畫の效果に就いて疑念を抱いて居たので、共產黨は組合幹部を變更して自己の意のままに動く從順の者と更迭せしめるに至つた。これ疑もなく、一九三三年六月二十三日の命令により組合の中央委員會が労働人民執行委員會に合併されたからである。即ち組合指導者は労働者に屬する國家——實は三百萬人の黨員を擁して自ら一億万以上の労働者及び農民よりなる無産階級の獨裁權を把握すると濫稱する共產黨——の一機關に過ぎないのである。

サンヂカリストの理論は斯様にロシヤに於ては明白なる敗北を喫してゐる。組合は政黨を排撃するどころか、却つて共產黨の覇權の下に甘んぜざるを得ないまでに没落してしまつた。國家は没落の兆を示すどころか、寧ろ益々強化され資本主義國家よりも遙かに獨裁的となつた。而して假りに、集團(社會)の利益を本位として一般經濟の組織と實行に没頭する技術的國家であるとしても、古典的國家の有する特權即ち司法、地域的支配、家族並に財産に關する私法、國際關係等に關するものは少しも放棄してゐないことは明白である。個人の自由に就い

て言へば、勞働の自由の他に、尙ほ、住居の不可侵、信仰の自由、子女の教育等につきソビエツトロシヤにも殘つてゐる。

國民の生活を全部的に經濟に從屬せしめんとしたサンヂカリズムの誤謬は經驗上からも實證されるに至つた。社會の欲求は凡て物質的のものとは限らない故に政治は決して抹殺出來ない。國家として、國防を確保するため常に爲す可きことは、國際關係にしても單に經濟的方面のみではなく、國內關係としては、衛生、治安、犯罪防止、個人の擁護、家族保存、個人の智的並に精神的生活の助成等多々ある。生産者組合の國家と雖も、私法、行政法、刑法其他個人の自由に關する立法を全然閑却し得るとは信ぜられない。植民の問題にしても、土民に對する滿腹政策 *la politique du 'Ventre plein'* (單に腹を滿たさしむれば是) は最早不充分であることが實證され、次第に植民國は土人の衛生、住居、風俗、司法、宗教等に互つて力を注がざるを得なくなつた。

凡そ經驗を尊重する者に取つては今や、經濟的組合主義が政治的國家に代位し得られないことは多言を要しない。理性と正義と自然法とを信ずる者に取つて明らかかなことは、人性の要求が單に經濟的方面にのみ存せずして更により一層高貴なるものとして公權力を以て保護す可き智的並に精神的方面あることである。

經濟的唯物論は斯くして理論並に實際の二方面より論破された。

經濟的勢力を國家機構内に代表せしむることは可であり、又經濟的權力を樹立するも良からう。併しながら組合のみが國家を獨立せんとすることは不可能である。

三、團體主義的理論

茲に團體主義的制度と謂ふのは、孤立したる個人に非ずして、社會内部に個人によりて形成されたる私的團體を基礎とする社會組織の一形態にして、かゝる團體は國家よりその存在を公認され、獨自の權利即ち團體權一。

Droit corporatif の本體であり、國家の政治行政機關に公然參加し又は交渉し得可き權能を有するものである。

團體主義は、素、合理主義的人性觀に基ける社會哲學より生れ、經驗によつて更に強化されたものである。

人間が個人的であると同時に社會的なることは理論と經驗とによつて明らかである。各人は夫々自己の目的を達するに適する個性をもつが、社會に於ては他人の助力なしにはその個性を充分發展せしめて目的を實現することは不可能である。而かも人は、社會の内部に互に同類相寄つて生れ出でたる特定の團體を仲介とせざる以上は廣汎なる人類社會に相伍することを得ない。例へば人は夫々或る家族内に生れるが、家族は部落又は部落（共同態）を形作り、之等の團體は更に民族、國民、國家を形成し、國家は全人類を抱擁す可き國際社會を組織するに至る。他方、人類は生存の必要上勞働し、その勞働の結果たる生産物を交換す可く餘儀なくせらるゝが故に、共通の利害關係、職業地位等に基く諸團體の何れかに屬する。最後に、人類は集團的利益を目的として社團又は結社を組織する。要するに、人類は種々の連鎖により、就中、家族、職業組合並びに市民社會等の主要團體を仲介として全體社會に結ばれてゐる。

經驗はこの考察を一層確固たらしめる。凡そ、人類社會は假令いかなる原始的のものであつても多様の要素より組織されざるものはない。フランスでは大革命の結果一時社會組織から職業團體及び組合を禁止除外した。その結果法律上禁止されたるにも拘らず發生したる組合や團體をば一世紀の後再び法律上公認せざるを得ない破目になつた。

しかしこゝで團體主義に就いて詳説する必要はない。團體に關する權利に就ては、多くの法人論やオウリユウ（*M. Hauion*）の團體制度論が、畢竟團體が自主的に存在すること並にその權利即ち團體權を有することを論證するものであるといふことを述べれば足りやう。

茲に特に論證せんと欲するのは、團體制度が結局國家内に種々の社會團體の公的代表を樹立する（制度化なる）

に至るといふことこれである。

フランス革命によりて實現されたデモクラシーは本質上個人主義的である。議會は、中央議會、縣會、郡會、市町村議會等各段階を通じて凡て個人的選舉により公民より選出された。元老院は個人的選舉によりて作られたる各地方團體から選出される。夫故、孤立的の公民のみが、社會團體を全然排除して、國家や地方行政團體に代表者をもつことになる。併しながら、社會團體も亦主張し擁護す可き利益を有するが故に、議會に代表さる可き權利がある可きである。代議制度は、論理上、社會を組織する個人的並に團體的人格をもれなく代表す可き筈であり、然らずんばその原理に違背し、個人に認めたる權利を團體に不當に拒否したることになる。個人と同様に團體にも選舉權を認むることは自由平等正義の問題である。

加之、團體的選舉は個人的選舉よりも遙かに大なる價值をもつ。何となれば、個人は投票に臨んで個人的利益に左右され、又は自己の社會的環境、教育、愛讀する雜誌、自己の屬する諸黨派、或ひは感情等によつて正しいと主觀的に信じた思想に左右されるが故に、全般的利益に即した考を抱くやうに自己を高めるといふことは極めて困難である。公共問題の動向は統一なく變り易い個人的意見の群に左右され易いものである。勿論かゝる民論は政黨や、政黨の綱領に基いて宣傳する選舉民、議員、並に政黨綱領作製の原動力を與へたる諸團體等の影響に依つて大體或る指針を與へらるゝに至るものではある。従つてかゝる民衆の代表にも若干の秩序と明確性は存在する。夫故に在來の議會内にも社會團體が多少は代表される。即ち政黨が思想と主義とに依つて夫々形成される。併しながら、斯る團體のみ代表さるゝとせば、それは高遠ではあらうが、極めて變り易い基礎即ち指導者の考により、又は時として周圍の事情次第に變り易い思想に立つもので、甚だ不合理といはねばならない。若し社會團體を公法的代表の中に導入するならば、秩序と安定と恒久性の要素がその中に深く植付けられ、凡ての問題は慎重に検討されて集團的並に永續的利益に充分満足を與ふるに足るに至るであらう。

以上は社會的カトリック派の理論であつて、一八七〇年以後フランスに起り、ドイツ・オーストリア・ベルギー・オランダ等の同教徒の支持を得、更にその國際運動と連絡があり、ローマ法王よりも公認されてゐる。團體理論は又その淵源を君主政論者ツール・デ・パン (Tour du Pin) に發し全く特異の發達をなしたるものが、ラクシヨン・フランセーズ一派に採用されてゐる。

家族、職業、社會なる三部門 *Triplette* は社會的舊教派の思想をよく説明してゐるが、この理論では三部門の中に「職業」(Profession)を重要視し、個人としては雇主、技術者、被傭人労働者等に分立してゐる者が全部として考へられ、同一の經濟的事業に協力し、同じ職業によつて生活し、眞正の社會、即ち (un corps social) 社會團體を組織するものとせられる。而してかゝる團體は公共の福利のために組織され、雇主、労働者、被傭人及び技術者等夫々別箇に結合して「團體」(Corporation)を形造り、夫れは二つの公法上の機關 (institution)であり、一八八四年の職業組合法によつて創立せらる可き自由組合の如き單なる私法上の組合には非ずして、法律上夫々の職業を代表し、同種職業に屬するものには組合に加入せると否とに拘らず、凡て統制權と制裁權とを課し得可きものとする。各組合は依然自由に發展し得れ共、唯、公法的並に強制的の一團體に綜合せらる可く、この團體はその性質上、該職業を代表し、當該職業社會内に於ける共通の福利のため必要なるあらゆる規範を課し得る權利を有するものである。約言すれば「組織的職業内に於ける自由組合」*Le syndicat libre dans la profession organisée*。この可きである。

斯かる組織を恵まれたる職業は、國家に代表を送り得可きである。併しながら職業代表は團體主義の一特殊適用たるに過ぎずして、他の社會團體、殊に家族の如きも亦代表權を與へらる可きである。

以上の思想は永い間「反動的」と誤解されて居たが(その理由はフランス革命によつて廢止された舊時代の一制度たる職工組合を復活せしむるものといふに在る)近來異常なる歡迎を受けてゐる。

兎もあれ最近は職業の團體主義的の制度と、その同意語たる國家機構に關する職能代表制は、左右何れの側よりも多くの賛成者を得たことは注意す可きである。

* * *

さて、團體主義的理論の特徴は、凡そ主要社會團體は單に職業的經濟的團體のみならず凡て國家内に代表さる可きこと、及び代表の目的は中央並に地方議會に於いて討議に参加す可き權利を保障するに在ることである。

惟ふに、單に職業的利益代表を組織し、組合にその代表を選挙す可き權利を與ふるのみが問題ではない。蓋し職業團體は社會の一要素たる經濟團體のみを代表するに止る。然かもかゝる物質的利益の他に、智識的精神的及び道德的等の諸利益あり、之等も亦同等に或ひはより以上に國家内に代表さる可き價值を有する。國家は須く國民のあらゆる勢力の綜合ならざる可からず、而して私心なき公平なる團體は國民生活に指針を與へると同時に亦人類の目的として必しも第一位にあらざる經濟的利益を妥當なる地位にあてはむる可き重任を持つものである。

社會團體として第一位に代表さる可きものは家族でなければならぬ。家族は、實際、國家其他の社會より前に存在したものであり、現代は政治的職能を何等有たないが、依然として社會の基礎であり、優れたる社會的細胞である。私的社會は主として家族によりて組織されてゐる。正確に謂はゞ合法的家族である。蓋し婚姻外に組織されたる自然的家族は社會の秩序を紊すものである。原則として、凡ての人は合法的家族によつて保育され一定の年齢に達するに及んで獨立し、婚姻によつて一家を創立する。夫故に、成年に達した個人に對してのみ其の家族とは全く關係なくして、選舉權を與へるといふのは謬つてゐる。家族的集團はそのまゝに中央並に地方議會に代表權を與へられねばならない。斯くしてのみ、家族の物質上並に精神上の利益にして同時に國民の一般的利益の中でも第一位に在るものが表白され擁護されるものであるが、不幸にしてフランス第三共和政の議會により全く無視されてゐたのである。

職業團體並に家族の他にも尙ほ國民中の主要團體に代表權を與へる可きである。從來異常に發達したる種々雜多の團體を、その目的に従つて分類し、各種類毎に代表せしむることは明白に困難であるが、學會、教育團體、體育團體、舊出征軍人團等には代表權を與ふ可きである。尙ほ經濟的危機に加ふるに精神的危機にも直面する現代に宗教的信仰を代表す可きものをも認めて差支へない。

要するに團體選舉は、從來の地域的範圍に於いて行はれた個人選舉を修正して之を完成す可きである。然るに君主政論者は反議會制國家を主張する者であるから、社會團體は、國家の内部に入らずして、國家の脚下に代表さる可しと唱へる。即ち君主はその大臣の輔弼によりて統治し且つ自から法を制定す可く、主權を有する議會に代ふるに國民代表を以てし、之に對しては單に政府の諮問機關たらしむるといふに在る。シャルル・ブノア氏 (C. Bauhaît) によれば、代議制度によつて國民は政府に意見を述べることを得るが、政府は議會に對して何等の責任なく、假りに議會が質問又は之に類似の權利を有するとするも、その批判は何等直接の效果は發生しなす。議會は内閣を倒すことは不可能であり、その維持も罷免も君主の意見にのみ依る。

之に反して、現在の議會制度を否認しない者に取つては、社會團體は、全く單獨にか、又は從來の個人本位の制度と相協力して、議會に代表せらる可きものとする。

最も深刻なる改革案によれば、從來の如き民衆の諸意見による個人主義的選舉を全く否定して、團體的利益代表のみを認む可しとする。これ現代の政治組織の根本的破壊と言ふ可く、ブノワ氏が「近代國家の危機」(一八九六年)に於いて夙に唱導した所である。

併しながら普通は、輿論による個人的選舉を補ふに、利益代表による團體選舉等を以つてせんとするに在る。

之に就ては二つの代表型態が考案されてゐる。即ち、兩院の中の一方にのみ團體選舉を保留す可きか、或は又兩院に夫々團體選舉と個人選舉とを併用す可きかの二方法である。

第一の方法は職能的元老院 *Senat professionnel* の制度である。代議院は地域的選舉區内に於いて個人的に公民が投票する普通選舉制に依つて選出されるものであるから、元老院こそ改革せざる可からず。フランス憲法によれば、元老院は代議院と同様の選舉制により二次的に行はれて任命さるゝものであり、唯異るところは、代議院選舉の必要から組織せらるゝ各種選舉區（縣、郡、市町村）の選舉團體に依つて指名さるゝ點のみである。従つて兩院制といひながらも代議院を重複せしむるにすぎずして實際上の效果は薄弱である。夫故に、元老院を改造して團體院 (*Chambre corporative*) となし、一部分は勞資双方の各種の職業組合より選出せる議員を以つてし一部分は各社會團體に夫々其實數に依らず、その利益の重要性に隨つて若干の議席を與へよといふにある。

この職能的元老院、若くは寧ろ團體的元老院とも言ふ可きものは、代議員と共に立法權の行使に參與す可きことは現在の通りであり、従つて、その構成の性質上からも亦單に經濟問題のみに權能を限局す可きではないから凡て法律案を討議するものである。

本説の主張者はルール舊敎大學法學部長デュトワ氏 (*M. Duthoit*)、及びヘンネッシー (*Hennesy*) の統率する國民社會黨とである。

レオン・デュギー (*L. Duguit*) は狹義の團體主義に賛成する者ではないが、少くも、現在の議會制度は論理的にも、これを補足完成する上からも、國民のあらゆる構成要素、従つて個人のみならず團體をも包容す可きものと認め、社會的に益々重要性を加ふる勞働組合の如きは政治組織内に參加せしむ可きものであると主張するのである。されば氏も亦、個人的普通選舉によりて組織せらるゝ代議院と相並んで、組合より選出す可き職業議會を必要としてゐる。(憲法論第三版第二卷第七五—七六八頁)

第二の改革案は、兩院に社會團體の代表を容れて之を補ふ可しとなすに在る。兩院議員の一部は職業組合其他團體を代表する者を以つて之に充つるものである。本説に對しては、職能的元老院よりも優れりとして賛成

する學者がある。(ルナル G. Renard, 及びマルタン・サン・レオン Martin-St-Léon) 蓋し、その組織が根本的に相違する兩院の間に、現在下院と元老院との間に確執してゐる如き重大なる不一致と抗争との生ずることを懼るゝがためである。然しながら、元來二院制の特徴はその組織の異なるにより、兩院が相互に欠點を補ひつゝ、均衡を保つて國民代表を完成するといふところに在る筈である。

次にリール大學教授ベルナル・ラヴェルグ氏 (B. Lavergue) によつて最近提唱されたる、極めて興味ある社會的選舉制度 *Le Système de suffrage social* をあげやう。氏の説は吾人が以上述べたる代表方法と酷似するものであるが、全く氏獨特の概念に基いてゐる。ラヴェルグ氏は經濟學者にして特に熱烈なる協同運動論者であるが、國家を以つて廣汎なる相互奉仕的協同體と看做すのである。かゝる國民協同體に於ては凡ての國民は消費者であると同時に生産者である。消費者たる限り、恰かも協同組合員が一面顧客して他面組合員として組合の事業に監督權を行使し得るが如く、國民は協同體たる國家に對し同様の權限を有す可く、従つて之れがために、國民として同時に又消費者として、特に國家の管理する諸般の公共役務の使用者としての、個人的希望を表明するために、普通選舉權を與へらる可きである。次に生産者としては、現在の制度としては國民は國家の大問題に少しも協力す可き權能を有しないが、生産者の結成する諸團體に依つて行はる可き社會的選舉によつてこの缺陷は補足せらるゝものとする。

社會的選舉は、今日屢々代議士が自己の選舉區又は職業的乃至經濟的團體の利益のみを防衛に努むるが如く、團體的利益をして國民全體の利益を凌駕するが如きこと無からしむるやうに組織せんとするに在る。この點からして彼は職業團體に對して議會内に過大の地位を與へることを疑つてゐる。彼の團體選舉方案の特徴とする點は議會に教養ある不偏不黨の社會的選良、即ち今日公共事業の遂行に不可欠の知識を有し、且つ互に相抗争する特殊利益の混亂の裡に立つて克く一般的利益のために有利なる解決を探らしむる公平無私の態度を取り得可き人

々を選出せしめんとするところにある。現在はかゝる社會的選良は平素選舉鬭争の渦中に投ずることなき故に政治の圏外に立つてゐる。茲に於いて次の如き方法を以つて彼等の貴重なる協力を議會にもたらしむる必要がある。

凡そ社會團體は次の三部門に分たれる。即ち、科學的團體、經濟的團體、及び公共的利益團體 (*Les corps scientifiques, les corps économiques, les grandes associations d'intérêt général*) これである。科學的團體は就中最も重要な代表たる可きものである。蓋し公共問題の善良なる管理に必要な學徳と公平なる性質を最も多く帶ぶるが故である。此の部門に入る可きは、官吏團體、就中高級官吏(參議院議員、各省高等官、裁判官、大學教授)學士院、高等專門學校技術者團體等である。次に經濟團體は、大企業、中企業及び貸銀生活階級に三分する。最後に、公共團體は若干の代表者を出すものとする。

之等の議員の任命は各團體の普通選舉に依らずして、最も有能の士を指名せしむるがために各團體の理事會に於てするものとする。併しながら、經濟團體にては、若し同種類の職業組合が多數存在する場合には、關係組合員の投票に依つて代表組合を決定する。同様に國民は凡て自己の代表とす可きものとする公共組合を二箇又は三箇投票するものとする。

社會選舉に依つて選出せらる可き議員は兩院に於いて夫々普通選舉による議員と同數の議席を占むるものとす。斯の綱領に就いて吾人が最も留意す可きは次の二點にある。即ち、第一には、社會團體中最も價值あり最も公平なるものに對して代表としての重要性を與へること、これ平等主義の普通選舉が無學文盲の者と學士院會員とを、又、單なる人夫と大企業の技師長とを同等に取扱ふが如き例より生ずる結果を匡正せんがためである。第二には、議員選舉を各代表團體の理事會をして行はしむること、これ議會の選舉制度を革新す可き秋に當り、從來の代議士選舉の際見る如き醜惡の鬭争を各社會團體の内部に惹起せしめざらんことを顧慮したのである。

次に家族代表であるが、従來普通に豫想されてゐる方法は、戸主の複數投票 *vote plural* 制であつてこれは中

央並に各地方議會に於いて未定年の子の數に比例する投票權を行使せしめんとするにある。

之を要するに、團體代表は單に立法議會のみに限らる可きでなく、地方議會に於ても可及的——但し小なる市町村會は例外として保留——その地區内に組織されたる社會團體の代表者を考慮に入れる可きである。中世に於ても、職人團體は、就中フラレドル地方及びオランダに於て、市町村會に代表權をもつた例がある。この代表は過度に細分された縣の代りに新に大なる行政區 *Regions administratives* を創設すれば必ず容易く實行出来るであらう。時宛かも、一九三四年開催せられたるフランス・レヂオナリスト聯盟大會では、將來創設せらる可き地方議會 *les assemblées régionales* には職能代表を認む可しと可決したのは正にこの點を指してゐるのである。

* * *

次に、イタリア及びアウストリアに最近行はれたる憲法上の改革に與へた職能代表理論の影響に就いて述べやう。

イタリアに於ては、ムツソリニ氏は、議會民主主義即ち普通選舉によつて選出されたる議會により人民主權が代表され、政府はかゝる議會に對し責任を負ふ可き制度には反對であり、團體的國家を建設せんことを企圖した茲に團體國家と稱するは、無組織にして何等の定見も權力もなき烏合の民衆の代りに、全く團體、殊に職業組合の如きものを以つて組織化したる全國民の上に建設せられたる國家である。併しながら團體國家にてはこれらの團體は何等の主權をも具有せずして單に執行權に協力を求めらるるにすぎない。而して執行權は國家指導の唯一の權能にして、國王からファシスト黨首に委託されてある。

かくして民主的國家は一定の計畫の下に論理的に進展して漸次に獨裁的團體國家 *Etat Corporatif autoritaire* と變化して行つた。

第一段としては、先づ新國家の基礎たる可き職業團體を建設す可きことであつた。しかしながら當時現存の團

體は勞資組合共に自由主義に據るものであつて、フアシストは之等には何等協力を求めず、之等は階級意識に囚はれて新團體建設の重任を擔ふに足らずといふ口實の下に凡てを解散せしめた。團體主義に基く新職業團體建設の準備として、一九二六年四月三日の法律により、各職業につき夫々一定地域内に國家は勞資双方の法律的代表として夫々一組合のみを認むること、組合に法律上の權能を賦與するためには、組合指導者が「國家に對する嚴格なる忠誠」を誓約すること、即ちフアシスト黨に對し絶對的服従を誓ふことを要件とすること等を定めた。雇主及び勞働者の夫々單一強制組合が組織的職業の要素となるものである。之等勞資の組合は各職業の主なる部門によりて六大全國的聯合會を組織する。即ち、農業、工業、商業、海上及空中運輸、陸上運輸、信用保險、尙ほこの他に自由職業及藝術家聯盟を別に設立する。組合及聯合會の首領選舉は團體省の承認を得ることを要する。斯様に國家は獨裁的に新組合制度を創設し、あらゆる意義に於て強制的となし、それによつて、凡そ雇主及び勞働者は未加入者と雖も、それらの職業的利益の代表は専ら國家公認の組合にのみ屬し、組合は當該職業の勞資双方に對し強制的に課し得可き勞働協約を締結し得るものである。

第二段としては、一旦公認せられて職業統制權と公式代表を保障せられ、公法的機關と化したる組合をして國家と協力せしむることにある。組合は他の社會團體と共に代議院の選舉を爲すことを得るものであるが、凡て政府の指導原則に準據す可きが故に何等の自由は與へられない。一九二八年五月十七日の選舉法の規定により、代議院は四百名の議員より成り、次の如き選舉方法を採る。先づ、公認社會團體は定員の二倍即ち八百名の候補者を選擧し、該名簿はフアシスト總本部(國家最高機關にして、政府と共にフアシスト黨の獨裁權を確保するもの)の檢閲により、適當の候補者が選任され正式に四百名が指名される。而して之等の氏名は各市町村に公示され國民投票に附せられるのであるが、選舉人は單に贊否の何れかを表明し得るに過ぎない。

下院議員候補者を提出し得可き社會團體は次の三種類である。一、十三大全國聯合會(雇主、勞働者及自由職

業)に依つて代表さる可き各職業、二、教化、教育、保護等を目的とする公共機關、即ち大學、學士院、フアシスト文化研究所、全國オリンピックク協會、勞働者慰安事業會、全國カトリック中央會、全國軍人會等其他、三、勞働組合に加入し得ざる官吏の組合。

斯様にイタリア議會は團體主義によるものであり、單なる職業代表ではない。さりながら組合は候補者の四分の三を指名し得るが故に特に職業的色彩を帯びて居るといひ得やう。

イタリアの團體選舉は個人選舉と併合されたものである。何となれば、社會團體の作製したる候補者名簿は一且フアシスト幹部によつて檢閲修正されたる後に、人民投票に附せらるるものであるから。然しながら實際は投票は自由でないからこれを以つて選舉とは謂ひ難い。即ち、候補者は凡てフアシスト黨の承認を得ざるを得ず、國民はかゝる候補者名簿に對して追認を爲し得るにすぎない。イタリアの團體議會は畢竟するに何等代議制度的ではない。

更に第三段としてイタリアフアシストの目的は、將來議會を廢して、之に代ふるに選舉制に依らざる全國團體理事會を以つてせんとするに在る。該理事會は既に一九三〇年五月二十日の法律により創立を見た。當時各職業内に於ける勞資の公認組合を以つて組織せらる可き混合團體が未だ創立せられてなかつた故に、本理事會は各重要産業内の勞資全國聯盟の代表者に依つて組織せられた。本會は、社會經濟問題に關する統制權を授けられ、尙ほ特に政府の仲裁を藉りて各職業間の協定を成立せしめ、之に依つて團體經濟 *Economic corporative* を組織す可き任務を負はされた。尙ほ種々の職業について團體を組織す可き仕事が残つて居た。かゝる團體組織に關する一般原則は一九三四年一月八日の法律によつて制定され、團體中央執行委員會は一九三四年五月九日に二十二團體の創設を命令した。其の結果、全國團體理事會は必然的に改造せらる可く、當時團體大臣を兼ねたるムツリニ氏の宣言によれば、團體運用の經驗を得たる後やがて憲法改正が行はるゝものと見られてゐる。

この獨裁的フアシスト國を見れば、組合や團體は凡て支配するために組織するにすぎず、下院は國民代表の虚名のみ止つて實質の伴はざる偶像化せられ、議會廢止の前提となつてゐる。従つて、フランスに團體主義的制度を導入す可きや否やが問題となれる時の民主主義者の不安や、團體主義論者がイタリアのフアシズムに其の原理を藉りて彼等の綱領を作りながらも、原理そのまゝでない妙なものに歪曲せざるを得なかつた事情が背かれるであらう。イタリアでは社會團體は國家内に代表さるゝとは言ひ、之に全く屈服吸收さるゝか或ひは發言の自由を束縛されての話である。團體自治、即ち團體主義の根本原則は國家の利益のために全然否定されてゐるのである。

次に墺太利の場合を述べやう。

オウストリーの新憲法は一九三四年五月一日基督教社會黨總裁ドルフス首相 Dollfuss の獨裁政府の下に公布されたのであるが、これ亦、カトリック社會黨に共通なる團體主義に影響を受けて居るが、而かも極めて峻嚴なる制度である。蓋しドルフスをして斯かる國家制度を樹立せしむやうに餘儀なくせしめたのは、當時ヒットラー治下にある獨逸の汎獨政策のためにその獨立が危殆に瀕してゐた非常時にも拘らず、國內では黨争相次いで將に亡國の悲運に際會してゐたからであらう。

ドルフス首相は團體國家を建設せんと企圖し、憲法（第四四條乃至第四九條）により四大委員會を設定し、その中少くも二委員會は團體主義に依るものである。第一、聯邦經濟委員會、團體主義による組織をもてる各職業よりの七十名乃至八十名の代表を以つて組織する。第二、聯邦文化委員會、三十名乃至四十名の委員、宗教團體教育及び學藝團體より選出。第三、地方委員會、墺太利聯邦を構成する各支分團は夫々別に政府及び議會を有するが、聯邦に對してはこの委員會により代表するものとす。第四、國家委員會、これは全く特殊の性質を帯び、國家に功勞ありし者につき大統領が任命したる委員より成る。

之等の委員會は諮問機關にすぎずして、立法權を有せず、聯邦參議會と稱する議會(六十一條乃至第六十四條)に政府が提出す可き法律案につき、豫め夫々關係する範圍にて意見を開陳し得るに止まる。

併しながら、之等の委員會、從つて國民の職業的及び團體的代表は、若干國家權力に參與することがある。先づ第一に、立法議會(聯邦參議院)は國家より選舉さるゝものに非ずして、之等四委員會よりの代表者を以つて組織せらるゝ。(第五十條)從つて、議會の一部は社會團體代表より成ると言ふも差支あるまい。加之、四委員會が集合して聯邦議會を構成し、三名の大統領候補者を指名することを得る。(第五十二條)

斯様に、壞國憲法は團體國家を實現し、國民の個人選舉による議會の代りに、部分的ながらも、職業團體、文化精神團體及び地方團體代表を以つて成る立法議會を創設した。

社會團體代表の任務は、各州及び市町村の治政に於いて一層重要性を有する。即ち、各州議會 *Districts* は立法權を有するものなるが、各々宗教、教育、學藝、及び職業團體の代表者より成る。(第百八條)而して市町村會も亦、各人口構成の許す限り、同様の組織方法に依るものである。(第二十七條)

要するに、嚴密に謂へば若干の留保を必要とする點——憲法に其の規定を欠き、恐らく後に別の法律にて補充されるならん——即ち、社會團體代表決定方法がまだ判明しないが(恐らく自由主義によるか?)新壞太利國は、一の團體國家であつて、團體選舉を以つて個人的普通選舉に代らしめたるものである。

イタリアのファシスト國家に於ては團體には實質上何等の自由をも與へられずして、霸權を握る黨の利益のために國民主權は禁壓されてゐる。

オウストリアでは、社會團體より選出さる可き議會を尙ほ存續せしめてゐるが部分的であり、而して國民の民主的選舉は全く除かれてゐる。

之等の制度は、フランス革命以來、歐米諸國に行はれたるデモクラシーの完全な放棄である。

夫故に、フランスの民主主義者が「徹底的團體主義的議會」(Parlement exclusivment corporatif) 思想を斥くる所以も明瞭であらう。此の思想は、フランスに於ては、サンヂカリストを除くは、何人も之を信ぜず、又如何なる國家改革案の中にも、吾人の識る限り之を見出し得ない。のみならず、勞働組合運動の指導者の中でも、C.G.T.に屬する者は單純なる全國經濟審議會を主張し、團體的議會説を採らないことは、ジュウオウ氏 M. Jouhaux の該勞働聯盟總會席上に於ける宣言によりても覗はれやう。

即ち、個人代表を補ふに社會團體代表を以つてし、議會に於ける全議席に非ずしてその一部を彼等に割愛すること、是れが問題であり、而して是れ以外は問題となり得ざることを斷言するものである。

茲に於て、從來憲法學者が普通職業的並に團體的代表に對して授げたる反對は、その論據甚だ薄弱であることが知れる。

モウリス・オウリウ氏 M. Hauriou は、その憲法論(第一版第六一六—六二四頁、第二版第五五—五六頁)に高邁なる識見を以つて、地縁的選舉の團體的選舉に優れる所以を説いてゐる。即ち、第一、地縁選舉は政治的、自由の一條件である。何となれば凡ての公民が國政に參與し得可きことを保障するから。第二、地縁選舉は住民選舉である。従つて消費者選舉である。然るに職業的選舉は生産者の武器である。然るに、消費者は組合に加入し得ざる故に生産者組合が、團體的議會の霸權を握つて、經濟的暴政を行ふも、之に對抗す可き術をもたない。彼等は國家に依つてのみ之を防禦せざるを得ない。従つて國家は生産者により制覇されてはならないのである。第三、地縁選舉は公共の福利の意義を最も能く示すものである。何となれば、凡そ同一地域の住民は明らかに共通の利益を有するからと。

惟ふに、吾人の推測する所に據れば、この議論は、團體の利己主義が公共の福利と個人の自由を全く排斥せんことを虞れる結果であらう。

成程、團體的利己主義はあらう。而して夫は個人の利己主義よりは一層その勢強かる可く、蓋し、同一の利益の集合する結果、多數の勢の然からしむるからである。又團體氣質は動もすれば偏狭となり排他的となり易い。又團體、就中、職業團體は、國民の共通的利福よりも自派の利益を過當に評價し、又生産者のために消費者の利益を犠牲に供し易いことも有らう。

併しながら、之等の杞憂は、議會が徹底的に團體主義により構成され、生産組合の代表者のみより成れる場合に根據あるにすぎない。然るに、吾人が上來検討したる諸案によれば、不偏不黨の立場にある諸團體の代表を加へせしめて、職業代表の勢力をば抑へ、可成均衡を保たしめることを得可く、又、地縁代表による議員は、自から一般的利益の擁護者、従つて消費階級の代辯者となるものである。團體代表制の存在せざる現代に於ては、兩院議員は何れも、屢々、齊にその選舉區の住民のためのみならず、尙ほ又、特殊團體のためにも代辯者の役を果してゐる。フランスの兩院議員は次の二方法で夫々團體を形作つてゐる。即ち、政黨派（政黨別）と、社會團體別と、例へば、農民擁護團體、飲料、煙草、織物等の經濟的利益を目的とする諸團體、智識労働者防衛團體、舊戰鬥員團體、廢兵團體其他の利益保護團體等である。尙ほ又、或る地方的利益が問題となれば、關係地方の代議員、元老院議員が二三相寄つて政府に共同交渉をする。これら三重の議會制度、即ち政黨、社會團體及び地域團體によりて作り上げられてゐるのは、慣習より出來して居るが、これは將來の議會構成に何等かの示差を與へるものではあるまいか？ 少くも、社會的實在は自然に國民代表の中に形成さるゝことを求めてゐること、而して團體理論は、國民を構成する社會團體の本質そのものゝ中に、根強い基礎を持つことを示す可き、生きたる證據ではあるまいか。

以上の如く論證したる後、尙ほ茲に困難なる問題が残つてゐる。即ち、如何なる團體に代表權を與へるか、各代表は如何なる割合に配分す可きか、又、各種の代表につき如何なる方法を探る可きかである。（之に就いては

Barthelemy & Diez 憲法論、一九三三年第三二七頁以下参照) かしながら之等の難問も必ず解決の方法を見出し得可く、團體代表に對する批難に對しては吾人はその理由を認め難い。

しかしながら、最近、國家改革に志す識者は、大半、別個の方法に左擔してゐる。即ち、議會と同時に國民經濟審議會を併設し、之をして經濟問題に關する法令の制定に協力せしむるに止め議決權は附與せざるものとするにある。

四、經濟的權力説

團體代表問題は、現代に於ては、恐慌の結果、自から經濟的及び職業的計畫の上に現はるゝに至つた。現代は何よりも先づ經濟制度の改革が必要である。

他面から見れば、世界大戰以來殊に、各國は何れも、農商工業の不況に襲はれた結果、從來全く原則として個人的意思の下に自由競争に委ねられたる經濟的機關の運用に對し、漸次に干涉の手を加へざるを得ざるに至り、而かもその干涉は、時宜を失し、一定の秩序もなく、従つて效果薄弱であり或ひは又惡結果を生むに至つた。然らばその理由は如何。これ、立法者、政府、並に行政官の三者何れも、恐慌を克服す可き綜合的の經濟政策を樹立遂行するに必要な能力なく、單に問題が発生する毎に、危殆に瀕せる産業の局部を救済するために、當該産業團體の要求に應じて兎も角臨機の策を採るにすぎない。而して之等の産業團體は自から克く危機を脱することを得ずして、政府や議會に對して自己に有利なる干涉の實行を強請しながら、他方では勝手に當局の處置に難癖をつけて、却つて再び自由經濟への還元を叫ぶが如き矛盾を敢てするといふ始末であるからである。

勿論、國家は利害關係を有する各組合に諮問する。併しながら、諮問は充分組織的のものでなく、且つ又議會はこれを必しも尊重しない許りか、寧ろ利害相反する諸團體の矛盾したる請願のために板挟みの状態に陥る。

十九世紀以來、國家の組織は斯様の状態にあるので、經濟生活の統制者としての機能には全く適しないのである。尙ほ又、國家としては、既にあまりに中央集權的であつて多種多端の仕事に壓倒されてゐるので、この上個々の團體の事業にまで事毎に干渉することは必要でもなく望ましくもない。若し職業が従來相敵視したる多くの區々たる組合の群立の代りに、統一ある組織を持つたならば、自から一定の規律の下に服し、自から決定す可き方式によつてその利益を擁護し得るであらう。經濟上の自由主義は失敗に歸し、現下の危機が克くそれを證明してゐる。經濟は須らく一定の組織をもち、各産業自身によつて指導せらる可きであり、斯くして各産業は正しい自由を享有し得可く、唯、公共の福利の擁護者たる國家の統制に服す可きである。併しながら、如何なる職業にても經濟團體から離れて存在し得るものはない。何となれば凡ての職業は相互に依存して、人類に生活資料を供給することに協力してゐるものであるから。夫故に、個人主義的自由經濟の代りに團體經濟を立つるためには、組織されたる各職業間を結合して一大團體を組織し、國民の一般的福利を目的として各種職業の利益を統制す可きである。茲に於いて國家の使命は、かゝる各種團體間の紛争を裁決し、公共の福利を勝たしむるために適宜干渉するに在る。尙ほ又、この綜合的機關、國家經濟審議會 (*Conseil économique de la nation*) は國家の一機關とされ、議會と政府の統制に従屬せしむるものである。かくして、各職業團體は、一方各夫の職業の活動に就て自主的權力を保ち、他方一般的經濟に對しては國家と協力してこれを統制す可き權利を有することを知る。これ亦經濟上の實際的の必要に適合したる一種の團體主義理論と謂はれやう。これはカトリック社會黨に屬する職業團體及同研究會の案である。

尙ほこの他、異つた方面より結局これと同一の目的に達することが出来る方法がある。自由主義的資本主義制度の下では、經濟的勢力は少數の有力者の手中に集中さるゝに至るものである。株式會社制度、複數投票株制 (*action à vote plural*) 表面夫々獨立せる觀ある多數會社の重役を兼務する制度等を利用して、經濟上の支配權は

少數者の手に依つてのみ左右され、資本の所有權は多數の未知にして互に孤立した株式の手に散在して居るから夫等の人々は實權をもたないといふことになる。生産は個人的に責任を負擔せざる少數の理事者の決意に依り勝手に定められる。大銀行に蓄積されたる金融資源は、之等と同一の理事者により、種々の生産部門又は企業に投資され、結局生産者並に消費者の運命も亦彼等の意の儘に左右されることになる。斯様に何等の委任も責任もなく、個人的打算のためのみ行動する少數者に、經濟上の權力を集中せしむることは西歐宗教界の最高權威（羅馬法王バイウス十一世）よりもはげしく非難されたところであつたが、少數資本家の支配下に在りし急進的勞働者、並に自分等の手より集められたる貯金がこれらの理事者により勝手に危險なる企業のために蕩盡されつゝあることを知れる中産階級の憤激を買つたのである。

形式的の自由は却つて經濟生活に於て壓制をもたらした。自由競争は強者の勝利を保障した。斯様に經濟的權力が實在するからには、之を執行し得るに足る資格ある者の手に移す可きである。即ちそれは職業代表者に他ならずして、公共の利益が害せらるゝ虞ある故に國家の監督を要す可きである。これがためには、職業の團體主義的組織を必要とし、全國經濟審議會（Conseil National Economique）の如きものが國家權力の監視の下に經濟的權力を行使するを可とする。

全國經濟審議會は議會とは異つて居るが、この思想が最初に現れ、若くは少くも實際問題となつたのは、一九一八年十一月の新獨逸のワイマル憲法の規定による。之の思想は社會民主主義に基くものであつて、本制度の目的は、賃銀並に勞働條件の決定、並に生産力の經濟的發展に就き、勞働者をして、傭主と平等の立場に於いて參與せしむるにある（同憲法第一六五條）。これ經濟生活について民主的の制度を確立し、從來企業主が單獨に決定したる勞働並に生産問題に對し勞働者も亦討議し得せしめんとするにある。夫故にワイマル憲法は各種の勞働委員會、即ち企業委員會、全國及び地方勞働委員會等を規定してゐる。勞働委員會の委員は更に傭主代表者と共

に地方經濟委員會並に全國經濟審議會を組織するものとす。後者は諮問機關にすぎないが、重要な機能を有するといふことが出来る。何となれば、政府は聯邦議會ライヒスタットに提出するに先ち、社會經濟政策關係の法案は必ず該委員會に審議せしむるを要するものであり、且つ又該會は法律案を政府に提出し、政府はこれを承認すると否とに拘らず必ず議會に提案する義務を負ふものであり、最後に、該審議會は議會に一委員を送つて自己の提案の擁護に當ることを得るものである。

實際は、ワイマール憲法は完全に施行されなかつた。當然設定せらる可く、而して更に全國經濟審議會に代表者を選出す可かりし労働者委員會は全く設置未了に終り、單に企業委員會のみが設けられた。臨時全國經濟審議會は一九二五年創立せられ、其の議員は各種組合より政府が任命した。他の委員會に至つては全然實現せられず全國經濟審議會も憲法の規定通りには實行せられなかつた。加之、臨時審議會はその開催極めて稀であり、且又ドイツが經濟上並に金融上相次いで襲はれた恐慌に際しても何等積極的任務を果さなかつた。

フランスに於ては、C・G・Tが一九一九年に政府に對して全國經濟審議會の創設を提案した。その目的は労働階級と協力して生産力の再興を計らんとするに在つた。政府は遂にこの協働的の提案を採用しなかつたので、結局C・G・Tは自から同様の社會的傾向を有する諸團體、官吏聯盟、農商工業技術者組合同盟(USTICA)消費組合聯盟等と協力して労働經濟委員會 *Conseil Economique du Travail* なる私的研究機關を設けた。

其後數年たつて、この思想はエリオ(Herriot)内閣が取上げた結果、一九二五年一月十七日の大統領令により内閣總理大臣直屬の國民經濟審議會が制定せられ、國民經濟問題の研究、其の解決策の調査、並に政府に對する獻策進言等を任務とした委員(正員四七名、補助九六名)は、政府の指定する主要代表團體より推薦したる者につき首相が任命した。消費者は生産者と共に代表を送る可く、後者は更に、二大部に分れ、工、商及農業土の労働(智的労働、指導的労働、賃銀労働)と、資本(工業及商業資本、不動産、金融)とする。本會は屢々開催さ

れ且つ有益なる研究を行つたが、單な諮問機關にすぎずして政府議會共に更に拘束されなかつたから實際上の効果はなかつた。加之、その創立は見たものゝ組織は充分に職業代表的でなかつた。即ち、凡ての職業團體が代表選出權を與へられずして單に政府が主要團體中より指令したものであるから、茲に既に獨裁的色彩が覗はれる。

フランスの經濟審議會は未だ修正されない。ポール・ボンクール氏が一九三三年一月内閣を組織するや、嘗て氏が三十餘年前著したる學位論文「經濟的フェデラリズム」に説きたる思想を實現せしめて、組合をして政治に參與せしむ可き意あることを聲明し、一九三三年一月二十四日國民經濟審議會改造法案を提出した。

今日一般に推獎せられ、且つ最近公表せられたる多くの國家改造案の中にも唱へらるゝ思想は、實權を賦與せられたる國民審議會中に職業的並に經濟的代表を容るゝといふ夫れである。

勿論、審議會に立法權を與へないことは一般に一致した見解である。蓋しそれは經濟的若くは團體的の議會ではないからである。審議會にのみ獨り經濟問題に就いての討議權を與へやうとせざる所以は、生産者が消費者の利益を犠牲に供せんことを惧るゝがためである。尙ほ又現在の議會制度を根本的に破壊せん虞ある團體主義的の改革案に至つては、假令一時的なり共之れを採用せんとは思はないのである。

最も普通に唱へらるゝ解決案は一の中間的解決法である。即ち、國民審議會は、依然として議會に完全に從屬しながらも、議事手續に對して干渉することに依り、現在まで嘗て有したるよりは更に一層積極的役目を演ぜしめやうとするものである。

宛かもドイツ經濟審議會の如く、該案による審議會は、議會に提出せらる可き經濟財政法案に就ては凡て必ず豫め諮問を受け、之れに就いて報告を作製し、法案を上申し得るものと考へてよい。尙ほこの他自から法案を作つて議會に提出し得るものとする。以上二つの場合に、審議會は法制局に申請して現行法と牴觸せざる様に法文を添削せんことを要求し得るものとする。

審議會にて採擇したる法案及び報告等は議會の委員會に上程されたる場合には委員を派遣して之れを説明せしめることが出來、更に本會議の討論の行はるゝ場合にも委員會を出して同じく説明なさしめ得るものとする。

之れが採否の決定は議會の權限ではあるが、若し審議會の意見を傾聽する事を欲せずして、常にその提案を否決し、若くは修正したる場合には、更に同一案若くは新草案を議會に提出して二度目の討議に附せしめ、此度は何等の修正權なしに、贊否を問はしむることに決定すればよいのである。

以上が經濟審議會の立法的任務であり、議會との關係である。

併しながら、經濟關係の法令を決定するのみにては未だ不充分と言ふ可く、更にその實施を監督する必要がある。更に又、議會が、經濟問題は何事に限らず干渉し、少くも企業並に職業は凡て國家に従屬せしめて國家社會主義を實現せしむることは到底不可能であり、且望ましからざることもある。何となれば、經濟は寧ろ職業夫れ自身の組織と指導とに委ね、唯公權力の監督の下に置く可きものであるからである。茲に國民經濟審議會が公權力を帯びてこの監督の任に當る可き機能を有するわけである。

斯様に國民經濟審議會は國民經濟の全局面に互つてその指導權を有するものであるが、その範圍は私企業に與へられたる自由の程度に隨つて自ら變化あるものといふことができやう。

先づ、何人も直ちに認め得可きことは、經濟審議會は國家資源計畫 (Plan d'outillage national) 即ち國民大衆により又はその協力を得て行ふ可き諸事業の實現を監督す可きことを國家より委託さる可きことである。而して該計畫の實施の順序、適用の形態及び細目等を決定し、計畫進捗の管理に必要な文書發行の許可を適宜附與するのは審議會である。之等の決定權は現在行政當局にのみ屬するものなるが、改革案によれば審議會が當然これを有たねばならない。蓋し、審議會は其の事業執行の根據たる經濟的利益を代表するものであり、技術的機能を具有するものであるからである。斯様にして、經濟團體と行政當局との間に協働が行はるるものであるが、後

者が依然執行の局に當るものである。併しながら、紛争が起つた場合には、政府は議會に對する責任を負つて之を裁決するものとする。

次に、審議會は公共の利益に關係ある諸企業、即ち國家の獨占事業、公共事業の管理又は特許、官民合同事業等に對する一般的指導權を授けられねばならない。然しながら又審議會が生産者を代表する場合には、消費者も亦何等かの方法にて諮問に與る可きであり、これはかゝる事業の目的が消費者の利益を目的とする點から見ても當然の事である。

私企業に對して經濟審議會が如何なる權能を有するかを定むることは極めて微妙な問題である。

惟ふに、現在の經濟恐慌によりて明らかとなりしが如く、自由主義的經濟が極度に發達したる結果、生産は無政府的狀態に發展して公共の福利を眼中に置かざるに至つたが、その主なる原因の一としては、大銀行が、最高の利潤を得んことをのみ焦慮してかゝる目的を遂行するに都合よき事業に對して貸付の濫用を冒し、その國家的見地に於いて極めて重要な地位に在る點を忘却したるにあることである。茲に於いて重要産業と信用機關に對しては、これを國民經濟審議會の監督下に置き、一種の經濟的監視帶 *un « Secteur surveillé » de l'économie* を設定せんと議が起る所以である。全經濟の基礎たる諸産業、例へば、原料を供給す可きもの（鑛業、冶金業、農耕業）動力を供給するもの（發電事業）若くは運輸業（鐵道）等は審議會の設定せる一般的計畫に基いてその發展を取締る可きである。尙ほ之等の諸企業に資金を供給する銀行は、審議會の許可を得ずして協力を求められたる場合には、これがために株式又は社債發行の手續を行ふことを得ない。尙ほ又、審議會は、之等の諸企業の理事會に代表者を派遣して、果して彼等が株式や重役連の私利のみを圖つてゐるか、又は一般經濟の利益をも顧みてゐるか否かを監査し得るものとする。重要産業に屬せざるものは之よりも自由である。彼等は自ら團體的に統制し得るものである。併しながら之等に對しても、審議會は豫めその團體的規定が實施されて關係職業に對し

て強制力を帯ぶる前に、之に對する反對意見ありや否やを知るを要する。蓋し之等私企業の規範が、ある特殊の生産者に對して甚しく損害を與ふるが如き、又は一般消費者の利益を損ふかを究めて、相互的關係を有する諸職業間の紛争を仲裁する場合に豫め備へる必要が有るのである。この點はイタリアに於ける團體委員會 *Conseil national de corporations* に範を求めたものである。

次に地方經濟の利益に就いても同様の考慮を拂ひ、一地方に於ける特定産業の發達が、他の地方に於ける正當なる利益を害するが如きことなからしむる様にす可きである。これがために地方經濟委員會を設け、國民經濟審議會に夫々請願を提出せしむるものとする。

斯くして國民經濟審議會の事業は次の三項目となる。

- 一、立法權の行使に協力すること
- 二、行政當局と協力して公共企業の指導を行ふこと、及び國民經濟監視帶を指導すること
- 三、各職業團體の統制を行ふこと

凡そ經濟は各職業自身に依つて秩序を立て指導する可きであり、國家の最高機關（議會及び政府）は之れを監督するも、元來その任に適せざる技術的方面に就ては民間に委ねて自からは與らず、唯公共の福利の擁護のために飽くまで嚴重に之れがために發言權を保有するものとする。斯様に組織されたる經濟こそ眞正の團體的經濟 *économique corporative* であり、イタリアの如き國家經濟 *économie d'Etat* とは反して、各職業團體の自主權は、資本主義的・經濟的權力に從屬する代りに、國家の最高機關たる政治的權力に從屬するものである。

ポルトガルの新憲法（一九三三年四月十一日）は以上に示したる思想に立脚せるかに見える。同政府の首班に在るオリベイラ・サラザル氏 *M. Oliveira Salazar* は一般にムツソリニ式獨裁者と見られてゐるが、その一九三四年一月十三日の演説によれば、却つて國家万能主義を排し、經濟上各職業の團體主義的組織を實現せんことを

宣言してゐる。即ち職業團體と國家との協力を企圖するものにして、新憲法一〇三條によれば、議會の他に團體議會を創設し、議會に提出せらる可き凡ての法律案につき意見を述べ可き權能を與へられてゐる。

國民經濟審議會の權能に就いて尙ほ議論の殘つてゐる點は、勞働問題に關する夫れである。即ち勞働立法に對する協力、勞働協約の監督、勞資爭議の仲裁、徒弟制度、社會保險の監督等これである。

フランスでは經濟審議會は現在まで單に經濟問題のみに没頭してゐた。それは社會問題は他の團體が研究してゐたからで、殊に勞働最高委員會は常に政府より勞働法典改正に就いて意見を徵せられ、特に勞働立法の準備には大なる役目を演じて來た。

國家改造委員會の立案になる法律案によれば、經濟審議會は勞働問題に就いての權能を有し、特に各職業につき、勞資團體間に勞働協約が締結せられたる場合に、命令を以つて之れが強制力を宣言す可きや否やを審査す可き權能を與へんとしてゐる。(第二條及第十一條)

反之、フランス基督教勞働聯盟は飽くまで經濟と社會とを峻別す可きことを主張してゐる。蓋し傭主及勞働者が若し經濟的事實の必然性に隸屬するものとするも、彼等は人間の權威を保つ可き精神的原則に立脚して勞働生活を整るために、かゝる經濟現象を自から回避し得なければならぬ。夫故に其の第十五回全國大會(一九三四年五月二十日及二十一日巴里)にて採擇されたるプログラムによれば二種の異つた組織が述べられてゐる。

第一に經濟的團體は、企業委員會、地方經濟委員會、及び全國經濟委員會より組織せらるるものとする。

第二に職業團體は、組合、勞働協約を確認す可き地方勞働委員會、高等勞働委員會より組織せられて、社會立法の見地から、全國經濟審議會が生産と交易に對すると同様の特權を有するものとする。

基督教勞働組合の主張する思想はよく了解出来ると思ふ。彼等の惧るところは、吾々が現に直面してゐるが如き經濟的不況に際しては、生産者議會は、假令それに勞働者代表を加ふる共、勞働者が人間の生活を保障せん

とすることを目的とする社會改良案は、あまりに費用を要すること、及び企業の經濟的條件をして到底企業者の負擔に堪えざるものとの口實の下にこれを拒否することある可しといふに在る。更に一般的に言へば、假令、社會改革は生産費や物價に内攻することは否定出來ないとしても、勞働問題は、生産とか價格とかの如きものより一層高き立場を有するものであるから、數字上の問題、例へば勞働時間の短縮といふ如き點よりも、寧ろ人間の精神的原則を以つて解決すべきものであることを忘れてはならない。

併しながら、吾人の見るところによれば、經濟問題と社會問題とを完全に分離することは、社會立法が企業の財政的均衡に及ぼす影響の存する限り、不可能である。賃銀率は經濟的事情に従つて變化するものなるが故に、事物の情況を全然度外視してこれを決定することは不可能といはねばならない。されば、若し勞働最高委員會を獨立の立場において、之れに勞働立法上の特權を與ふことが有利とありとするも、寧ろ全國經濟委員會をして勞働立法に關する發案權を與ふるに如かずと信ずる者である。

※ ※ ※

國民經濟審議會の構成に就いて捲起つた多くの議論は、あまりに種々の解決法と複雑な諸思想とが錯綜して居るので、到底茲に一々細説し得ないことは、以上説いた諸案の重大なる相違點だけからでも明らかであらう。次に主要な點について説明しやう。

先づ第一に、如何なる經濟的利益が代表さる可きか？生産者のか？將又消費者もか？問題紛糾の原因は、C・N・Eが國民經濟の統制權を行使する場合に消費者に損失を蒙らしむ可からず、而かも他方に於いて、然らば如何にして消費者及び公共役務の利用者たる大衆を組織して代表せしむ可きか？といふ難問が残つて居るのである。斯かる代表者として、生産者の勢力と克く相拮抗し可きものとしては若干の組合とか聯盟とかでは不充分である。吾人の見る所によれば、最もすぐれたる大衆の一般利益の擁護者は議會及び政府である。

生産者の利益は團體及び地方 (Région) に依つて代表せらる可きである。

職業は之れを數部類に分ち、各部が夫々委員會を組織するものとする。職業は實際、一經濟單位を成すも、各職業は其數多く且つ雜多であるから、夫々別に代表を持ち難い程であり、他方に於て若干の職業は相互に密接の關係があるがために、之等を一部會に合同せしむることも差支ないであらう。分類の基準としては、同一物の生産に協同す可き凡ての職業をまとめて一定の産業部門となすを可とする。例へば建築部には凡て建物關係の職業を合同せしめ、麥部には麥耕作者、製粉業者、商人及製パン業者等を集合せしめる。同一の商品を取扱ふ可き工業家と商業家とは如何なる事があつても之れを分離せしめない。併し、農業はその生産は多種多様であつても、大體共通の利害關係を有し、且つ又、農業は單に一經濟部門をなすのみならず特殊の存在形態を有するが故に、その供給する原料品の關係す可き産業部門の各種生産の特殊代表とは當然獨立した、別國の農業といふ一般的代表を有たねばならない。

斯様にC・N・E内に數部の職業的分類をおくことは、單に實際生活に合致するのみならず、尙ほ又其の利益としては、多數の組合をして強制的に團體的組織を爲さしむるに當り共通の代表者を指命する便宜を豫め備へるといふ點である。一國のあらゆる職業を統一する巨大な團體をば先づ上から建設せんとすることは論理上謬つてゐるが如き觀があらう。然し、既に組合といふ基礎が存在し、之等が結合して一團體を作らば、共通の利益を擁護する習慣によつてC・N・Eへ同一の代表を送らうとする氣運を促進せしむるであらう。

他方に於ては、又種々の地方的利益團體が存在して、海岸地方、工業地方、農業地方等は夫々同一の利益を有たない。之等の諸利益を防衛し且又調和せしむるためには、各種地方經濟委員會を設けてC・N・Eに代表を送らしむる必要がある。これがためには現在の職業代表機關を利用するといふ一方法があらう。即ち商業會議所、農業會議所、手工業會議所等、各縣若くは地方に於ける各職業間の利益を代表するもの之である。實を言へば、商

業會議所は全く傭主側のみを代表するものであるから、之れを完成せしむるには、諸外國に既に實例あるが如く商工業労働者及被傭者委員會を加ふるを要する。植民地も亦同様に代表權を與へらる可きである。

寔に、職業代表の根本原則としては、生産組織並に労働組織に於いて協働するために、労働者も傭主も平等の權利によつて代表さる可きことを必要とする。疑もなく、今日に至るまで、傭主團體は純粹の經濟問題の研究と解決のみに係はり、労働組合とは労働問題の他は討論しやうとしなかつた。しかもそれさへ無事には納まらなかつた。併しながら、正義の觀念から見て、賃銀労働者は企業に關して傭主と協同者であつて、職業關係の問題及び一般經濟の指導に就いても當然參與し得可き權利を有する筈である。彼等賃銀生活者の利益は企業主の夫れと連帶的である。何となれば、その職業の榮枯盛衰によりそれは左右されるからである。彼等が經營管理からは全く斥けられ、而かも自分等と無關係に決定された決議の結果のみを強ひられるといふことは不公平といはねばならない。然らば論理的にいつて、労働者はその選舉によつて成る可き委員會を仲介として企業管理に參與せしむ可きか？この問題は極めて微妙な困難なるものである。蓋し凡そ企業は一人の首腦者により統一的に經營せる可きものであるからである。然しながら、企業の直接緊急の指導に非ずして、該産業並に經濟の一般的指導に關する限り、労働者代表をして討議に参加せしむるも何等不都合はない筈である。傭主は労働者がこれに必要な能力を缺いて居ると非難してゐるが、企業家代表と討議することに依つて自から斯かる能力も獲られるに至るであらう。且つ又、斯様にして經濟的の困難な事情をよく辨へるに従つて、自己の労働條件の改善に就いても常軌を逸するが如き要求をすることはなくなるであらう。

茲に尙ほ残つてゐる問題は、職業的並に經濟的の代表の決定方法如何といふ點である。これは極めて困難な問題であるが、その理由は、蓋しフランスの組合は加入自由である爲から、多くの傭主殊に労働者は組合に加入せず、而かも之等の組合もその傾向は夫々異り互に相確執して紛争絶えず、従つて如何なる組合と雖も眞にその職業

の代表者と認め得るものがない。若し強制加入の團體制度を採用すればこの難問は解消するだらう。然しそれまでの間臨機の處置として或る解決方法を見出さねばならない。從來之れがために採用した方法は極めて簡單である。即ち政府が最もよく代表に適するものと認めたる團體の推薦に基いてC・N・Eの委員とするのである。併しなから此の方法を採る場合には、代表権を與へられずして而も之れを無視し得ざる勢力を有する少數派の組合の反對が起るのであるが、これ亦充分の理由がある。何故にC・N・Eに對してもC・S・T（勞働高等委員會）の組織に採用せる規定を擴張適用せざりしか？後者の勞働委員は、各縣知事の作製せる名簿に登録せられたる二十四種類の職業別に關係ある勞働組合中より、組合員二十五名につき一票の割合にて投票選舉せしめるものである。（一九二一年一月三十一日大統領令）成程現在は組合には極めて少數の勞働者のみが加入してゐるにすぎない（約全數の一割）然らば、選舉團體を組織するためには、勞働審判所 *Conseils de prud'homme* 農業會議所又は手工業會議所等の選舉に於けるが如く各職業に於ける凡ての傭主、勞働者及び技術者等に参加せしむ可きか？斯様にせば代表制を最も克く保障することは確實であらうが、多くの團體の中より、職業上の連帶意識に燃え手腕と信念とをもつ闘士を擁して、眞に職業團體の生命ある細胞を構成する組合を抽出せしむることは不可能である。夫故にむしろ、組合に一つの役目を與へるに如くはなしと考へる。即ち、或ひは組合をして職業代表の一部分の者を指名せしむるか（農業會議所選舉に於けるが如く）又は、組合をして職業代表の普通選舉に提出せらる可き候補者名簿を調製せしむ可きかである。

* * *

惟ふにC・N・Eの解決には現在が絶好の機會である。

吾人は議會改造に就いて忌憚なく所信を披瀝し、國民の大衆と相協力せしめんがために、主要社會團體をも代表に参加せしむるを可とする旨を説いた。

併しながら、議會の更生には之と同時に、C・N・Eを創設して、議會の制定せる經濟立法の適用を監視せしめ、公共の利益擁護者としての政府並に議會の權威の下に國民經濟を指導せしめ、最後に、職業團體内部の規定を監督し併せてそれらの内部に起れる紛争を裁決せしむ可き必要ありと信する者である。

斯様の結論を採用したのは、これ選舉主義 *Electisme* をあくまで墨守したいといふ意味ではなくて、選舉によつて代表を定むることが、以上の如き複雑なる方法に依れば、最も實際に適應し、現代社會に於ける各要素に夫々妥當なる地位を與ふるに足るものと考へらるゝがためである。

(昭和十年八月稿)